

浜環ご第 77 号

令和 2 年 7 月 20 日

浜松市環境審議会

会長 田中 浩之 様

浜松市長 鈴木 康友



諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問いたします。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の責務として、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理と処理事業の能率的な運営に努めることとされています。

本市では、平成 25 年度に家庭ごみの出し方のルール統一を行い、平成 26 年 3 月に策定した「浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編』」（計画年度：平成 26～令和 10 年度）に基づき、ごみの減量と資源化、ごみ処理施設の新設及び統廃合等を進めてまいりました。

これらの取組みの結果、一定のごみ減量は図られましたが、本計画の中間年度にあたる平成 30 年度の目標値は達成できておりません。このため、計画の最終目標値の達成に向けて、更なるごみ減量・資源化に取り組む必要があり、本計画の見直しに取り組んでいるところです。

また、昨年度に実施された浜松市包括外部監査において、ごみ減量の手段の一つとして、他都市での導入が進んでいる家庭ごみの有料化について検討すべきとの御意見があり、国からは、新たな一般廃棄物処理施設の整備計画を進めるにあたり、家庭ごみの有料化の検討を、施設整備交付金の交付要件として求められております。

こうしたことから、本市としても家庭ごみ有料化の導入の可否について具体的な検討を行っていく必要があるとの考えに至りました。

つきましては、貴審議会において、以下の件に関して御審議いただきたく、ここに諮問いたします。

○ 諮問内容 家庭ごみ有料化に関すること